

◇出席停止となる感染症の種類

**第2種学校感染症**

1	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過（発症日を0日目とカウント）し、かつ、症状が軽快した後1日を経過（軽快した日を0日目とカウント）するまで
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風しん	発しんが消失するまで
7	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
9	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	同上

**第3種学校感染症**

10	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
11	流行性角結膜炎	同上
12	急性出血性結膜炎	同上
13	コレラ	同上
14	細菌性赤痢	同上
15	腸チフス	同上
16	パラチフス	同上
[ 下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの ]		
17	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
18	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
19	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
20	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）・伝染性膿痂疹